

広報

まちづくり情報誌

# 小田原

city of odawara public relations

10 2006  
OCT  
/1日号

あ	お	大		
っ	城	き		
た	が	な		
の				
ね				



早川にある「石垣山一夜城歴史公園」  
10月15日①には一夜城まつりが開かれます。





先生も学校の外に出て子どもたちの登校を見守る。「おはよう！」



地域が立ち上がる  
安心・安全なまちづくり

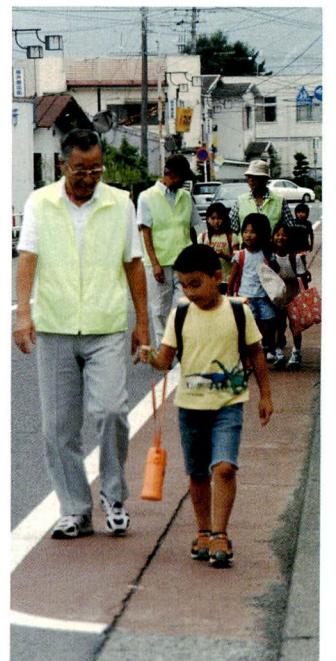
# 子どもたちを 犯罪から守れ！

だれもが望む、犯罪のない安心で安全な暮らし。

しかし、全国で児童・生徒を巻き込んだ痛ましい事件が多発しているのが現状です。

このような世相を反映して、「地域の安全は地域で守る」「自分の安全は自分で守る」といった防犯意識が高まり、市内では地域の要の自治会を中心に自主防犯活動が活発になっていきます。

問 暮らし安全課 ☎ 3313396



対岸の火事

テレビや新聞で報道される子どもが巻き込まれる痛ましい事件や事故。でも、それは自分の生活とは離れたところで起きている、いわば「対岸の火事」のように思っているかたも多いのではないだろうか。

しかし、そういった事件や事故が多発してくると、ひとごととは思えなくなってきました。「いつ自分にその悲劇がふりかかってくるかもしれない」、「自分のかわいい子どもがあのような事件に巻き込まれたら」と思うと、いてもたってもいられなくなるものです。最初は、直接子どもたちとふれあっている学校やPTA、それに子どもを持つ親が、自発的に防犯活動を始めました。集団登校・下校をするようになり、危険な場所ですり子どもたちの登下校を見守ったりする活動が見られるようになったのです。

自治会も出動中！

そんな中、今までも増して、地域の要の自治会でも、「子どもは地域の宝」、「地域で子どもを守ろう」という

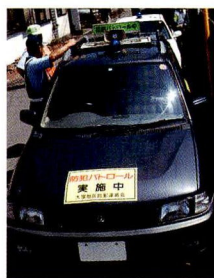


子どもたちを  
犯罪から守れ！  
地域が立ち上がる  
安心・安全なまちづくり



## コラム

### 青色回転灯装備車(青パト)とは…



これまでの法律では、警察のパトカーや消防の緊急車両、道路維持作業用の自動車以外に回転灯をつけることは認められていませんでした。しかし、自主防犯パトロールが成果をみせていることから、防犯パトロールをより効果的にするため、市区町村長から防犯活動の委嘱を受けた団体などに限り、国土交通省と警察が、青灯を装備した防犯パトロール車を認めたのです。これで、青色回転灯を装備した車による防犯パトロールもできるようになりました。

気運が、一気に盛り上がりつつありました。小さなさざ波が、大きなうねりへと変わっていったのです。

登下校時に「パトロール中」という腕章をした大人を、まちのいろいろなところで見かけるようになりました。自主防犯の活動が至るところで始まったのです。

**市も、お手伝い**

もちろん、市も黙って見ていたわけではありません。

学校や地域での活動が活発化してきたことから、平成17年度にルネッサンス推進本部事業として防犯パトロールの腕章を作り配りました。このとき、254ある自治会のうち、すでに半数以上の自治会で自主防犯活動が始まっていました。

これと同時期に、車に貼るための「防犯パトロール」のステッカーなどをタ

クシー会社に配布しました。最近では、公用車、郵便局など、さまざまな車に貼られているのを見かけます。

**安心・安全のための施策も続く**

平成18年度早々に、市では学校などとも協力しあい、不審者情報などをお知らせする「安心・安全メール」を始めました。市には、6つのメールマガジンがあります。市には、「安心・安全メール」の普及の早さは、ほかのメールマガジンと比べ、群を抜くものです。これだけでも、「安心・安全」への皆さんの関

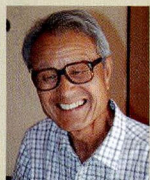
心が高いことがわかります。

また、住民が防犯パトロールカーとして持てる、青色回転灯装備車(青パト)の要領も整備され、導入に向け動き始めています。



## ただいま パトロール中！

東栢山城北自治会がパトロールをしているところにおじゃましました。



お話を伺った  
副会長の  
山田 秀夫さん

東栢山城北自治会がパトロールを始めたのは、去年の3月からです。子どもが事件に巻き込まれる物騒な世の中でしょう。そこで、学校から帰ってくる児童の安全を確保しようと、桜井地区自治会連合会の相川会長が音頭を取って、自治会が自発的に始めました。

最初は怪訝そうだった子どもたちも、今ではすっかり慣れて「こんにちは！」「ありがとう」と、元気に声をかけてくれるようになりました。安全のためにやり始めたことだけに、地域で子どもを育てているという気持ちにもなりますね。

私たちの願いは一つ。子どもを事件や事故から守りたいということです。こういった活動がそれぞれの地域で盛り上がりければ、小田原はもちろん、日本中どこでも安心して暮らせるようになるのでしょね。





子どもたちを  
犯罪から守れ！  
地域が立ち上がる  
安心・安全なまちづくり

そして、うねりが一つに  
地域、行政ともに高まってきている  
防犯活動への気運。それを象徴するよ  
うに、9月2日(土)には市民会館で「子  
どもたちを犯罪から守る総決起大会」  
が開かれました。  
これは、市・教育委員会・自治会総  
連合が合同で行ったもので、「子ども  
たちを守る」ために活発化してきた地  
域の防犯活動が、まさにひとつの流れ  
を作った結果と言ってよいでしょう。

総決起大会では、協賛団体から防犯  
パトロールマグネットシートや、防犯  
パトロール表示の買物袋、また本市  
から懐中電灯(ルネッサンス推進本部  
事業)が贈呈されたほか、地域の防犯  
活動の取り組みとして、「橘プ  
ルーアイズ」「泉中学校PTA」  
「久野地区学童下校時防犯ボラ  
ンティア」からそれぞれ報告が  
ありました。

そして、子どもたちを犯罪から守  
り、安心・安全なまちづくりをする決  
意表明として、下記の宣言文が読み上  
げられました。

### 安心・安全の輪を広げよう

「子どもを守る」ために活発化した  
自主防犯活動ですが、大人たちも、夜  
間に安心して帰宅できるようにと「安  
心の灯点灯運動」も始まっています。

これは、門灯など各個人のお宅でも  
一晩中明かりを点灯し、まちを暗闇に  
しないという活動です。

このように、活発化している自主  
防犯活動の和をさらに広め、これか  
ら市民、行政がいつしよになつて、  
安心・安全なまちづくりをしていきま  
しょう。

そして、事件や事故が「ゼロ」とい  
う日がいつまでも続く、安心で安全な  
まちにしていこうではありませんか。

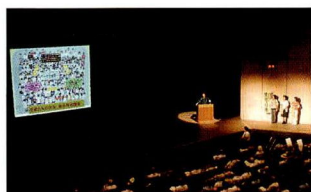


## 子どもたちを犯罪から守る総決起大会

主催 小田原市・小田原市教育委員会・小田原市自治会総連合



総決起大会の最後に、市民会館  
から小田原駅を經由して、小田  
原城址公園まで県警音楽隊など  
によるパレードが行われました。



防犯活動の事例発表もありました

## 宣言文

今日、全国各地で、幼児や小学校児童  
が痛ましい事件・事故に巻き込まれる出  
来事が多発しています。

小田原市においても、児童生徒が不  
審者に声を掛けられたり、手をつかまれ  
て、車に乗せられそうになるなどのケー  
スが頻繁に起こっております。

こうした事態の中で、私たちは、夢と  
希望にあふれる小田原の子どもたちを犯  
罪から守り、「安心・安全なまちづくり」  
を達成するため、本日の大会を契機とし  
て、次の行動を起こします。

親は、子どもの安全を守るために、子  
どもと真剣に話し合い、子どもの行動を  
把握します。

学校は、子どもが自分の安全を守るこ  
とができるように、安全指導を行います。  
地域の大人は、子どもの安全を守る  
ために、防犯パトロールや見守り運動な  
ど、自分たちのできることを行います。  
また、不審者を見かけたら、すぐ110  
番します。

行政は、子どもの安全を守るために、  
関係機関と連携し、情報を密にして、一  
体となった取り組みを、より一層推進し  
ます。

以上、ここに宣言します。

平成18年9月2日

子どもたちを犯罪から守る総決起大会  
参加者一同



# ほら、そこにも悪質商法!!

消費生活センターに寄せられるさまざまな相談の中から、気になるトラブルの例を紹介します。悪質商法の被害に遭わないためには、その傾向・手口を知ることが重要です。

西さがみ連邦共和国消費生活センター 相談専用ダイヤル  
☎ 33 1777

## 個人事業者を狙う、電話機などのリース契約

このところ、個人事業者をねらった電話機などのリース訪問販売の相談が増えています。

### 例の1

営業マンが訪ねてきて「近いうちに電話回線がデジタル化されるため、今の電話機は使えなくなります。早めに電話機を換えたほうがいいですよ」と勧められ、電話機のリース契約を結びました。後で電話会社に確認したところ、今の電話機が使えなくなることはないとは判明。

### 例の2

訪問販売で「電話代が安くなります」というセールスマンの言葉を信じて電話機をリース。ところが効果がなければ、長期間にわたる高額なリース料の支払いが大きな負担に。



被害者の多くは、リース契約に関する知識や電話機など機器に関する情報が少ない高齢の個人事業者です。

## 個人事業者は、クーリング・オフができない!

個人の消費契約は、クーリング・オフ<sup>(※1)</sup>の制度などにより保護されています。しかし事業のための契約は、消費契約として保護されないため、契約はより一層慎重に行わなければなりません。

例えば、実質的には廃業している個人事業者に、屋号で契約させることがあります。これは書類だけ事業者との契約であることにして、クーリング・オフを行いにくくするという手口なのです。

## クーリング・オフができる場合もある!!

しかし、被害に遭う個人事業者が後を絶たないため、事業者名での契約でも、主に個人用・家庭用として使用し

## 西さがみ連邦共和国消費生活センター

相談日 月曜日～金曜日(年末年始・祝日、休日を除く)  
相談時間 9時30分～12時、13時～16時

ているなどの条件が整えば、クーリング・オフなどの救済が受けられるようになりました<sup>(※2)</sup>。

## まずは早めに相談を

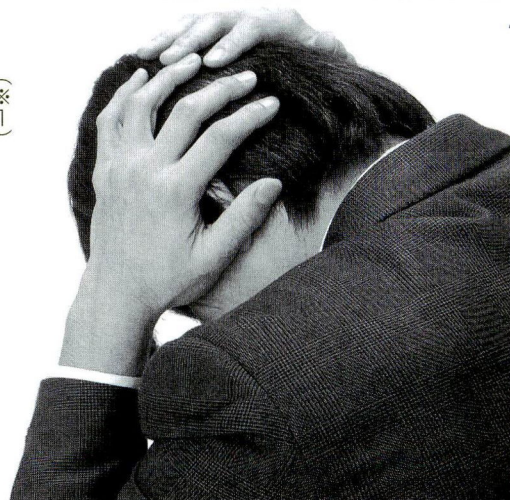
同じようなケースでお困りのかたは、早めに消費生活センターにご相談ください。

なお、お話の内容によっては、事業者のための相談機関<sup>(※3)</sup>を紹介する場合があります。

(※1) クーリング・オフとは：消費者が訪問販売などで商品・サービスの契約をしたけれど、一定の期間内ならば無条件で解約できる制度のことです。

(※2) 平成17年12月6日「特定商取引に関する法律等の施行について」(通達)の改正による。

(※3) ● 助産中小企業センター 経営総合相談室  
☎ 045-63335200  
● 西湘地域県政総合センター 商工観光課  
☎ 328908



## 街頭キャンペーンを行います

10月14日<sup>④</sup>～20日<sup>⑤</sup>は、「かながわ消費者週間」です。

多様化、高度化した消費者問題に、県民・企業・行政が連携して取り組むために、期間中には、県下でさまざまな事業を行います。西さがみ連邦共和国圏域でも、消費者団体・行政連絡会が中心となって、消費者被害の未然防止を呼びかけるための街頭キャンペーンを行います。

日時 10月17日<sup>⑥</sup>13:30～  
場所 小田原駅東西自由連絡通路(アーケロード)

## 学園祭に出展します

10月14日<sup>④</sup>、15日<sup>⑥</sup>に開催される小田原女子短期大学の学園祭に、消費生活の展示コーナーを出展します。悪質商法対策の展示やクイズコーナーなどをご用意しています。



人目にふれにくい場所は、不法投棄の巣。  
家庭のごみから車まで捨ててあります。



不法投棄を  
しない！  
させない！  
ゆるさない！

### 皆さんへのお願い

- 空き缶は回収容器に入れましょう。
- 喫煙は、灰皿のある場所だけで済ませ、携帯用灰皿を持ち歩きましょう。
- ごみは持ち帰りましょう。
- 地域清掃などに参加して、みんなであちをきれいしましょう。
- 不法投棄を発見されたかたはすぐに警察に連絡してください。

# 11月は 不法投棄撲滅強化月間

ポイ捨ても犯罪です

不法投棄を防止するために

自然豊かな場所で、景色を台なしにするもの。  
まちの中の、人目につきにくいところで、  
顔を背けたくなるもの。

それは、不法投棄のごみの山。  
小田原をきれいにすることも  
一人一人の心がけです。

●環境保護課 ☎33-1486



不法投棄は、犯罪です。空き缶やペットボトル・たばこの吸い殻の投げ捨て、お弁当のごみの置き去りなども不法投棄として取り締まりの対象となります。軽い気持ちからの「ポイ捨て」でも、ごみのごみを呼び、すぐにごみの山ができてしまいます。最近では、業者が捨てるような産業廃棄物よりも、一般の人が捨てたと思われるポイ捨てごみや、家電製品、家具類など、引越して不要になったものが多く見受けられます。

- パトロールの実施  
市職員や委託業者が随時パトロールを行い、投棄者を特定できた場合は、警察に通報します。
- 夜間パトロールの実施  
警察などと協力して定期的に夜間パトロールを行っています。
- 撤去作業の実施  
さらなる不法投棄を防止するため、投棄物を撤去しています。
- 啓発用看板の貸し出し  
不法投棄で困っているかたに看板を貸し出しています。ご希望のかたは、環境保護課窓口までお越しください。

## 11月12日は 全市一斉清掃の日・ クリーンさかわ

自治会総連合では、市と協力して毎年11月の第2日曜日を全市一斉清掃の日としています。皆さんの家の周りをきれいにさせていただき、回覧などで呼びかけています。市民の皆さん一人一人が、家の回りにあるごみを拾っていただくことにより街並みがきれいになり、ポイ捨て(不法投棄)しにくい環境になりますので、ご協力をお願いします。また、5月に雨で中止になった自治会総連合主催の「クリーンさかわ」も、この日に併せて行います。今回は、酒匂川河口付近海岸も範囲に加えました。午前9時からの1時間、酒匂川をきれいにしましょう！なお、酒匂川流域にお住まいのかたは、自治会を通じてご参加ください。そのほかの地域のかたや、企業や団体で参加されるかたは、地域政策課(☎33-1457)までお問い合わせください。



# 「5R」のR

ごみの減量と再資源化は、環境のことを考える第一歩です。ライフスタイルを見直し、身の回りのできることから取り組んでみましょう。

環境政策課 ☎331471

国は3Rで、市は5Rの「R」

ごみ減量のために国が提唱しているのは、「ごみの発生抑制(Reduce)」「再使用(Reuse)」「再資源化(Recycle)」です。この3つの言葉の頭文字をとって、国では毎年10月を「3R推進月間」としています。

市ではさらなるごみ減量のための、「ごみの拒否(Refuse)」「修理(Repair)」の二つを加えた5つのRを推進しています。

環境にも、家計にもやさしい  
小田原が考え、進める「5つのR」



## Refuse リフューズ 【拒否】

買い物に行くときはマイバッグなどを持参し、レジ袋などは受け取らないようにしましょう。そして、余分なものを買わないことも、リフューズの一つです。



## Reduce リデュース 【発生抑制】

使い捨ての商品の購入を控え、石けんやシャンプーなどは詰め替え式の商品や長く使える商品を購入するようにしましょう。ごみの発生を元から断ちましょう。



## Reuse リユース 【再使用】

使わなくなったものはすぐに捨てず、他の人に譲るなどして再利用に努め、ビール瓶や一升瓶は買ったお店に返し、繰り返し使用できるようにしましょう。



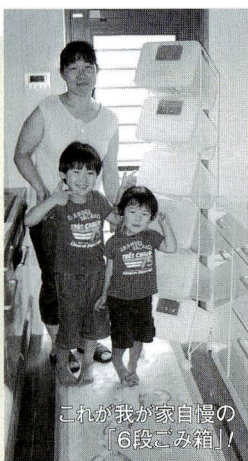
## Repair リペア 【修理】

壊れてしまった電気製品や家具も、すぐに捨てず、まだ使えそうなものは、修理して使うようにしましょう。リペアは物を大切にすることでもあります。



## Recycle リサイクル 【再資源化】

ごみをしっかり分別し、ごみを資源に変えましょう。また、トレ類などは、店頭回収箱を利用しましょう。「混ぜればごみ、分ければ資源」です。



### 5Rを 実践しています！

市民  
インタビュー  
前川 在住  
北村 千波さん

生ごみを自宅で処理するなど、家族みんなでいろいろがんばっています。基本はごみをすぐに分別することですね。そのため台所では6段のごみ箱を使ったり、リビンングなどにはごみ箱を二つ置いたりしています。あとは、不要なものももらったり買ったりしないこと。その結果、ごみの量が半分以下になりました。

市では、燃せるごみの減量目標達成のため、ポスターなどを使ったPR活動に努めています

拝啓

市民の皆様、日ごろからごみの分別と減量にご協力いただきありがとうございます。

おかげ様で、小田原市では平成17年度1年間で、燃せるごみ 2,853t削減

リサイクル率 27.3% (全国平均 約18%)

を達成することができました。

これからもごみの減量とリサイクルにご理解とご協力をお願いします。

敬具

小田原市環境部一同  
平成18年10月1日

みんなでチャレンジ！  
ごみ減量100g  
1人1日100gのごみ減量

小田原市では地球環境保全のため、燃せるごみを10%削減することを目標にしています(平成12年度比)。

この10%削減を達成するためには、1人あたり1日100gのごみ減量が必要です。

小田原市

燃せるごみの減量にご協力を！

市では、今年度までに燃せるごみを平成12年度に比べて10%(5,500トン)減らすことを目標としています。この目標を達成するには、前年度に比べてさらに2,647トンの減量が必要です。ごみの分別収集で燃せるごみは減らせます。ご協力をお願いします。



制度を理解して、安心な生活を。

# 国民健康保険はあなたを支えます

国民健康保険(国保)は、市民の約40パーセントの7万7千人が加入する医療保険。病気やけがに備えて、健康なときから保険料を出し合い、保険給付などを通して皆さんの健康を支える社会保険制度です。

国保課 ☎331845

今さら聞きたい...

## 国民健康保険とは

国民健康保険(以下国保)は、「医療保険」の一つで、市区町村が運営しています。ほかには職場での医療保険(健康保険・健保組合・共済組合など)があります。

国保には、自営業者・農林漁業従事者・無職の人など、職場の医療保険に加入していない人が加入します。

医療保険は、いずれかの保険に加入していなければならぬため、もし、現在の医療保険にも加入していなければ、住民登録をなさっている市区町村の国保に加入することになりますので、ご注意ください。

国保の保険証は、国保の被保険者であることの証明書であり、皆さんが病院にかかるときの受診券です。大切にしましょう。

どうなっているの？

## 国保の財政状況

医療の高度化や社会の高齢化などにより、高齢者を含めて医療費は年々増えつづけ、今年度の見込み額は約157億7千万円となっており、大変厳しい運営状況にあります。

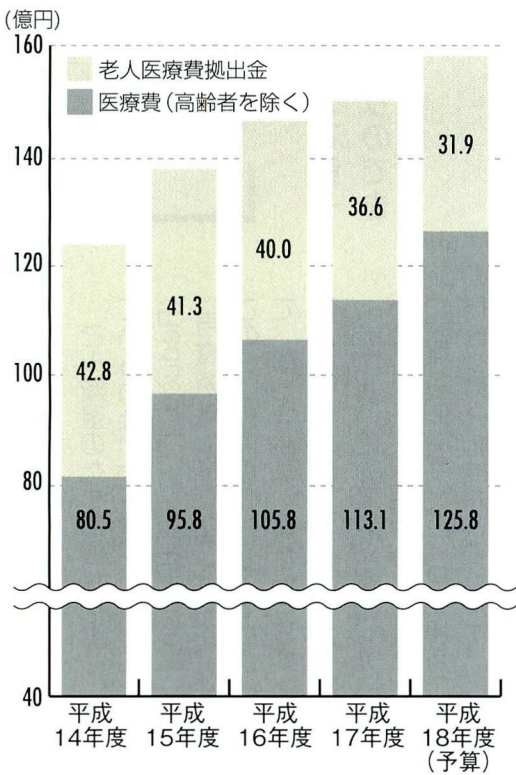
これらの医療費は、加入者か



ら集めた保険料と国や県の支出金などでまかなうので、医療費が増えれば、その分だけ保険料も上がってしまいます。

市では加入者の負担をできるだけ少なくするよう、市の一般会計から国保へ15億9千万円(前年度比4千万円増)を支出し、保険料が上がることを抑えています。

医療費の推移(高齢者分を含む)



## 市長随想

新しい「城下町」を創る

## 未来への種子まき

文 小澤良明

「城下町」、小田原のまちのあり方、姿をこの言葉に求めてあらゆる施策、事業を展開してきました。市長就任時より今日まで、少しのぶれもない私のまちづくりの核心です。とは言うものの現在の小田原にはそのよすがとなるような街並みや景観は城址公園を除くと残り残っておりません。理由は色々考えられますが、ほぼ七十年おきに大地震に見舞われたという歴史的事実、それに近年に至っては城下町らしい佇まいや文化を残すということより、むしろ先進の東京文化を如何に吸収するかに力点が置かれてきたこと等によるものでしょうか。

「城下町」にこだわる私としては、そこでこれからの「新しい城下町小田原のあるべき姿」をどう構築していくかが常にまちづくりの大きなテーマでありました。かと言って伊勢のお蔭横丁のような観光みやげ物屋が軒を並べた街並みや金沢の武家屋敷通りを真似てしん粉細工のように再現しても所詮それは本物にはなり得ません。大切なことは、古い良いものはしっかりと守り残し、かつ今を生きる私達や次代が幸せで豊かに生きることのできる環境や地域社会をキチンと創造することです。この守ることと攻めることの両方をメリハリをつけてしっかりと進めることです。

その為に市民公募による「小田原の原風景百選」の選定や、小田原市政総合研究所では新しい城下町としての「生活景」をどう創るかというテーマに取り組んでいます。行政としても長い準備時間にかけて主要街路の無電柱化、緑化や、全国初の景観条例の制定、建



**制度が変わると聞いたけど…自己負担などが変わります**

急速な少子高齢化の進展などにより、伸び続ける医療費を適正化し、給付と負担のバランスを公平にするため、医療制度の構造改革が行われています。その一環として、10月から受診時に医療機関で負担していただく割合などが、変更になります。

まず、70歳以上のかたおよび老人保健で医療を受けるかたで、同一世帯に課税所得が145万円以上のかた(70歳以上および老人保健受給者)がいる「現役並み所得者」のかたは自己負担割合が2割から3割になります。また、自己負担限度額が【表2】のとおり引き上げられます。ただし「現役並み所得者」は、所得金額や収入金額に応じて自己負担割合は3割で自己負担限度額は一般を適用する経過措置が



**【表2】70歳以上のかたと老人保健受給者の自己負担限度額**

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	12,000円	44,400円
現役並み所得者	44,400円	80,100円 (注1)

(注1) 医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算。また、過去12か月間に限度額を超えた分の支給があった場合、4回目以降は44,400円

**【表3】70歳未満のかた(老人保健受給者を除く)の自己負担限度額**

	過去12か月間に 限度額を超えた分の支給回数	
	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円 (注2)	44,400円
上位所得者	150,000円 (注3)	83,400円

(注2) 医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算

(注3) 医療費が500,000円を超えたときは、超えた分の1%を加算

あります。なお、非課税世帯のかたに変更はありません。

70歳未満のかたも、基礎控除後の世帯の総所得額などが600万円を超える上位所得者などは、【表3】のとおり自己負担限度額が引き上げられています。このほかに、70歳以上のかたが療養病床に入院する場合、食料費相当の負担が、食費・居住費の負担に変わります。

また、国保から支給される出産育児一時金が30万円から35万円に引き上げられます。一方、葬祭費は5万円に減額されます。

**安心して暮らすために…届け出はなるべく早く**

国民健康保険は健康を守る大事な制度です。

職場の健康保険に加入していないかた、農業・漁業など自営業のかたは国保に必ず加入して

ください。

会社などを退職して厚生年金や共済年金などを受け、国保に加入しているかたとその家族(被扶養者)は「老人保健制度」が適用されるまで、「退職者医療制度」を利用することになります。

保険証に「退職」の記載のなにかたは、市役所、支所・連絡所、マロニエ・いずみの窓口にて保険証と年金証書を持参になり、手続きをしてください。

また、交通事故・けんか・食中毒・飼犬にかまれた場合など、第三者(他人)から傷害を受けた場合は、「保険証が使えない」と思っているかたが多いと思います。

しかし、保険証を発行したところへ届け出をし承認されれば、保険証が使えるので、不要な出費をしないためにも、速やかに届け出てください。

建築物の高さ規制、屋外広告物条例の制定や街のバリアフリーの推進等に全力傾注し、新しい城下町小田原の創造へ向けての一定のルールや基盤整備を鋭意進めてきました。こうして整えられた仕組みや装置のもと、市民の日々の生活、喜びや悲しみの積み重ねの中から「新しい小田原らしい城下町の景観や姿」がゆつたりとした時の流れと共に着実に積み上げられ創り上げられていく筈です。

折しも超長期の景気低迷によりやく確かな光明が見え始め、国も「ビジット・ジャパン・キャンペーン」のもと本格的な対外観光PRに全力投入し始めました。本市に於いても未来へのレールがこうしてしっかりと敷かれつつあります。まさに時こそ至れりです。今こそ国内にそして世界に視野を転じて新しい「城下町」とはどうあるべきか、市をあげて成功例、発展途上例に学び、交流を拡げるべきです。その輪の中から我がまちへの市民の一層強い誇りと愛着が育まれることでしょう。「世界城下町サミット」そして過日の「城下町都市会議」開催の意義がまさにここにあらわれます。



「時期尚早」、「分不相応」、「無駄使い」等の異論があります。しかし、「城下町サミット」が「花」ではありません。未来へ向つての「種子まき」なのです。できる時が最上なのです。一日早く種子をまけば花も一日早く咲きます。歴史文化、自然環境のまち、地場産業のまち小田原が、内向きばかりでなく高く広い視点で外へ向つてはばたく絶好の出発点としたい。未来の望ましい城下町づくりへの種子まきの場として「世界城下町サミット」をとらえていただければ幸いです。



# 小田原・箱根木製品フェア2006

日時 10月20日(金)～22日(日) 10時～17時  
 場所 小田原アリーナ・メインアリーナ

問 産業政策課 ☎ 33 1 5 1 5

(社)箱根物産連合会 ☎ 32 5 2 5 2



小田原・箱根は世界に誇る木製品の産地で、寄木、漆器、木象嵌、玩具など、さまざまな製品が作られています。これほどまでに多種多様な木製品が集まった地域はほかにないことから、2年に

1度、事業者の皆さんと行政が協力して木製品フェアを開催しています。

小田原・箱根地域で千年余りも前から育まれてきた木工文化。皆さんにもこの木の文化に親しんでもらうため、さまざまなイベントを用意してお待ちしています。



● 全国木のクラフトコンペ 入選作展示

「手仕事の力」をテーマとして、全国各地から応募のあった作品を展示します。販売もしますので、この機会をお見逃しなく!

● 名物木工屋さん50店

小田原・箱根の木工屋さんが軒を連ね、「木工屋さん通り」をつくります。木製品の販売だけでなく、実演や体験もあります。

● 木工玩具ふれあい広場

江戸ごまの披露や積み木・けん玉・ヨーヨーなどの懐かしい木のおもちゃで遊べるコーナーです。

● 展示コーナー

木村ふみさんによる寄木・漆器を使用したテーブルコーディネートネットを展示します。

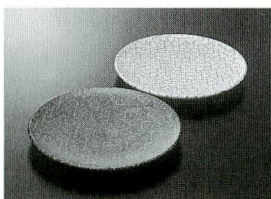
● 体験コーナー

専門家の指導を受けながら、木製品の製作ができます。

※会場でアンケートにお答えいただいたかたに、粗品をプレゼント!



↑力作の数々を慎重に審査



↑クラフトコンペ大賞の「尺2寄木盛皿」

小田原の木工は世界一!



小田原・箱根木製品フェア2006 実行委員会委員長

金指 勝悦さん

今回は、この地域の50もの木工屋さんが直売をしたり、子どもたちが木で楽しく遊べたりと、大人から子どもまで楽しめる工夫をしています。

木には人工素材にはない、ぬくもりやさしさがありません。木製品は、小田原・箱根の代表的な名産品です。そして、その木工技術の多様さは世界一だと思っています。小田原の持つ、世界に誇る技術をぜひ会場でご覧になり、木の魅力にふれてください。



# 伝統芸能を未来につなげよう

主催：小田原民俗芸能保存協会

問：文化財課 ☎33-1714



いつのころからか田植えの際に農家の女性たちが調子を取るために歌ったものです。歌詞には農作業のようすや鶴亀が詠まれ、豊作への祈りが込められています。

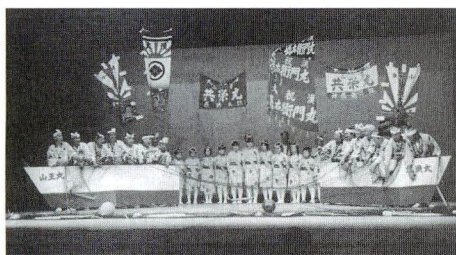
## 栢山田植歌 保存会

代表：日比野幸子 ☎364878

**日時**  
10月14日(土)  
開演13時  
(開場12時30分)

**場所**  
中央公民館ホール

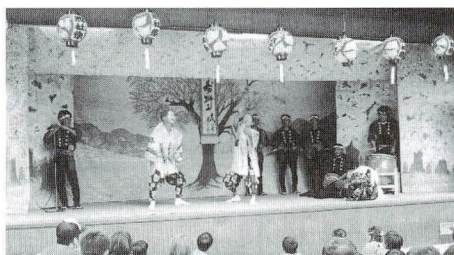
**郷土**に生まれ、郷土の人々の手によつて守り伝えられてきた民俗芸能。市内各地にはさまざまな民俗芸能が息づいています。祖先が残した貴重な財産を、次の世代にもしっかりと引き継ぐと、後継者の育成に取り組んでいる小田原民俗芸能保存協会では、加盟7団体が一堂に会し、発表会を開きます。若手後継者や小・中学生が日ごろの練習成果を発表しますので、この機会に民俗芸能の魅力にふれてみましょう。



大漁木遣唄は相模湾一帯の漁民に古くから歌われていました。漁業に従事するときの仕事唄と、婚礼や神社祭礼時の儀式唄を兼ねた、全国的にもめずらしいものです。

## 小田原市山王原 大漁木遣唄保存会

代表：末弘勝 ☎340413



江戸時代から伝わる「囃子獅子舞」の系統で西湘地区では曾我別所だけに伝わる貴重な芸能です。市指定無形民俗文化財

## 曾我別所 寿獅子舞保存会

代表：川久保昌之 ☎420137



江戸時代、関西から人形遣いの一行が興行の途中に下中村に伝えたのがはじまり。大阪の文楽と同じく3人遣いの特徴としています。国指定重要無形民俗文化財

## 相模人形芝居 下中座

代表：岸忠義 ☎430956



福おどりは根府川の道祖神祭で子どもたちにより踊られています。一時は中断しましたが復活し、小学校5・6年生により1月14日のどんと焼きで踊られています。

## 根府川寺山神社 鹿島踊保存会

代表：内田将 ☎290818



童謡「お猿のかごや」で知られる小田原ちようちんを守り広めるため考案された郷土芸能です。小さな子どもでもすぐに覚えられるような、やさしい踊りです。

## 小田原ちようちん踊 保存会

代表：秋山定之 ☎746051



多古白山神社に伝わる小田原囃子は江戸葛西囃子系のもので、江戸との文化交流が盛んで伝わりました。県指定無形民俗文化財、かながわ民俗芸能50選

## 小田原囃子 多古保存会

代表：下田誠一 ☎342820



# 市民の選択による予算配分システム — 皆さんが選んだ事業分野に約1億円 —

「市民の選択による予算配分システム」は、アンケート調査で市民の皆さんが選んだ事業分野に約1億円（市民税の約1%相当額）を重点配分する仕組みです。

平成17、18年度予算に引き続き、平成19年度予算でもこの仕組みを取り入れ、市民の皆さんの意思を予算に反映させます。また、このための財源として、「ヒルトン小田原リゾート&スパ」の貸付収入の一部を活用します。



問 行政経営室 ☎ 33 1 3 0 4

8月下旬、約3,000人を対象に、どの事業分野に、どのくらいの予算を配分するかを決めるためのアンケート調査を行いました。

このアンケートでは、今年1月に実施した「第4回市民満足度・重要度調査」で、重要度が高いにもかかわらず満足度が低かった9つの事業分野のうち、どの事業分野に予算を重点配分すべきかをお尋ねしました。結果は、次のとおりです。（9月1日現在速報値）

- 高齢者福祉の充実 21.0%
- 防災対策の推進 12.9%
- 市立病院の運営 12.8%
- 防犯対策の充実 11.6%
- 子育て支援策の充実 10.8%
- 障害者福祉の充実 9.4%
- 学校教育の充実 8.2%
- 魅力ある都市づくりの推進 6.8%
- 道路の整備 6.5%

現在、この結果に基づいて、約1億円を各事業分野に配分し、実施する事業を検討しています。事業の内容が決まりましたら、改めてお知らせします。

## おだわらインフォメーション

Odawara Information

Odawara Information

## 安心して！ 実質公債費比率 市の財政状況

問 財政課 ☎ 33 1 3 1 2

市町村の公債費（借金の返済金）などの負担を測る指標の一つに「実質公債費比率（※）」というものがあります。この値が18%以上になると市債発行には県の許可が必要となり、また、25%以上になると市債の発行が

制限されます。

平成18年度の本市の実質公債費比率（3年平均）は、19.3%（速報値）ですので、起債（新規の借入れ）には許可が必要となります。

これは、平成15年度に小田原駅前再開発用地の市債（約25億円）を一括返済したという今回到り限つての特殊要因があったからです。したがって、この特殊要因がなくなる平成19年度の比率（推計値）は、18%を下回る見込みです。

なお、市では財政の健全化を図るため、新規の借入れは、元金の返済額以内とすることとし、将来の返済負担を減らすように努力しています。

※実質公債費比率

実質公債費比率は、公債費等（元利償還金等の支出）に、公営企業（下水道事業、病院事業等）の元利償還金への繰入金などを算入して求めるものです。

平成18年度小田原市実質公債費比率

平成15年度	平成16年度	平成17年度	3か年平均
24.1%	17.2%	16.6%	19.3%

平成19年度小田原市実質公債費比率（推計値）

平成16年度	平成17年度	平成18年度 （推計値）	3か年平均 （推計値）
17.2%	16.6%	17.2%	17.0%



# 歴史街道

～小田原を愛した人々 27～

平成9年度から24回連載され好評だった「歴史街道」の続編として、5回にわたって明治期以降、小田原を舞台に活躍した著名人を中心に、近代史に登場する人物を紹介していきます。(第3回)

## 小田原の女子教育に貢献した新名百刀

郷土歴史家 三津木 國輝



新名百刀

大正六年の調査によれば、当時の教科目は裁縫、修身、国語、算術、家事、英語、習字、作文で、本科三年、普通科三年、普通専科一年、速成科一年、速成専科一年、家庭科一年など多数の修業課程を設けた。当時の生徒数は百九十人で教師は八人であった。

と刻まれている。その後、昭和二十九年には現在地である城内一番十三号に土地を購入して近代的な新校舎を建設して移り、校名も新名学園旭丘高等学校となった。

「新名さん」の愛称で親しまれる新名学園旭丘高等学校は明治三十五年（一九〇二）四月、裁縫、造花、編物伝習所として万年四丁目六百四番地（現在の浜町一丁目二番二十四号）で呱呱の声をあげた。これが新名学園の発祥で小田原地方の女子中等教育機関の先達といえよう。

この小田原裁縫編物伝習所の創立者が学園の名称となっている新名百刀である。

百刀は明治五年（一八七二）岐阜県大垣市の士族水野山平の長女として生まれた。士族の娘として厳しい家風の中で育った百刀は志を立てて上京し、共立女子職業学校で編物を、渡辺裁縫伝習所で手芸、裁縫を学んだ。

そして明治二十六年二十二歳の時、医師新名友作と結婚した。ところが、その後数年にして夫、友作は病に倒れた。百刀の親身な看護も及ばず病は日に日に重くなるばかりであった。そこで友人からの勧めもあって、明治三十二年転地療養のため小田原に転居した。しかし百刀の必死の看護もむなし、明治三十五年三月、友作はこの世

を去ってしまった。百刀は三十一歳の若さで幼い二人の娘を抱えての未亡人となってしまった。

夫を亡くし一時は途方に暮れたが、気丈な彼女は生家からの帰郷の勧めも辞退し、手につけた裁縫によって生計の道を立てることを決意し、小田原裁縫編物伝習所を開設した。

これが新名百刀が女子教育に生涯を捧げるきっかけとなったのである。

その後、校長の優れた指導方針と教授たちの良き教育方法が評判となって入学生が次第に増えて、学舎が手狭となってしまう。そこで明治三十九年、幸一丁目百三十九番地（現本町一丁目八番五十三号）に土地を借り、新校舎を新築した。そして学校の組織も改め、文部省の認可を得て正式の女学校として校名も新名裁縫女学校と改称した。

しかし大正年代までの学校経営は決して楽ではなく、百刀校長は苦しい中で学校経営に傾注した。そんな苦しい中でも学校は発展を続けた。



新名裁縫女学院時代の卒業写真前列左から5人目が新名百刀

大正十年には校名を新名女学校と改称し、昭和二年には幸一丁目百十五番地（現在市民会館）に土地を求めて新築移転し、十年には新名高等家政学校と改称して良妻賢母をめざした教育を行った。

新名百刀はこのように発展する学校を見て大いに満足しつつ、昭和十七年九月十六日七十一歳の天寿を全うした。

百刀の菩提寺は板橋見付の浄土真宗光圓寺で、諡り名は慈教院釈妙大姉である。寺内墓石の傍らに同窓会の人々によって追悼の碑が建てられていて

恩師初代校長新名百刀先生は郷土における女子教育界の先覚者なり。明治三十五年小田原に裁縫塾を開かれてより四十年の長きにわたり、我を忘れ身を献げて人の子を導き給ひて、深き誠はその親はらからも感じ、世の人々も讃へにけり。ましてや同窓四千のをみたちが、先生を慕ひまつる心消ゆる時あるべからず。

ここに昭和十八年九月十六日先生の一周忌にあたり光圓寺境内に碑文を建てて永く遺徳を偲びまつらむとす。

新名家政女学校同窓会



# 屋外広告物条例を施行

# さらに城下町らしい

# 景観の形成を目指して

本市は、美しい街並みづくりのため、平成18年2月1日に全国に先駆けて景観計画を施行しました。そして、10月1日には小田原駅周辺や小田原城周辺をさらに城下町らしくするため、市屋外広告物条例を施行しました。

問 まちづくり景観課 ☎ 331593

## 色彩デザインの展開の例

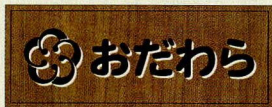
### 小田原城周辺地域では…



× 地色に派手な色を用いており、小田原城や周辺の緑よりも目立つ存在となっています。



○ 白地に黒やこげ茶を用いると、墨文字とも共通する風格のある色彩表現になります。

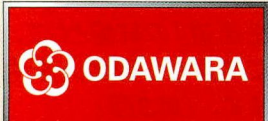


○ 木材や布などの自然素材を生かすと城下町らしい風情のある表現ができます。



○ 袖看板や壁面看板ではなく、日よけ幕や木彫りの扁額など表現自体を工夫すると城下町らしさが増します。

### 小田原駅周辺地域では…



× 地色に派手な色を用いており、同様の派手な広告が集積すると小田原駅前の景観がげげげしく、落ち着きのないものになってしまいます。



○ 配色を反転するとイメージを保ちながらも、周囲の対比を和らげることができます。



○ 広告の四方に額縁のように白い枠を設けると、派手な色の面積を減らすことができます。



○ 色による表面的な装飾ではなく、金属やガラスなどの質感を生かすと高級感のある表現になります。

※色彩の基準は、JIS(日本工業規格)に採用され、すべての色を記号と数字で表すことができる「マンセル値」を使って定めています。

### 市屋外広告物条例には色彩の基準

県の「屋外広告物条例」は、広告物の位置や大きさを定めています。今回、市ではさらに色彩の基準を設けた市独自の「屋外物広告条例」を施行しました。

対象となる地区は小田原城周辺や小田原駅周辺の本市の顔ともいえるべき地区で、「景観計画重点区域」として建築物などの色彩を中心に美しい街並みづくりを進めている地区です。

### 地域イメージを高める色使い

市屋外広告物条例により、小田原城周辺地区では小田原城や城址を引き立たせる落ち着いた色のある景観を作るため、広告物の地色を穏やかな色使いとします。小田原駅周辺地区では、風格とにぎわいのある景観を作るため、広告物の地色には派手な色使いを抑えるようにします。

### 表現の工夫で景観に配慮

図の「色彩デザインの展開の例」で



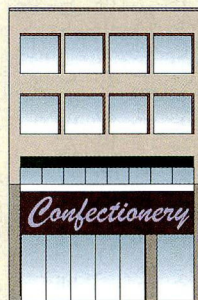


小田原城周辺地域では：

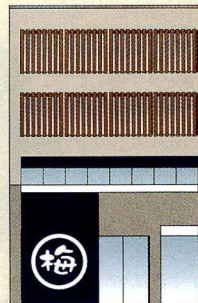
落ち着いた色彩でまとめたり、建築物のデザインと表現方法を工夫した広告を一体化させることで、小田原城址の雰囲気を受け継いだ風格のある広告景観にすることができまます。



× 派手な色を地の色に使用した例



○ 落ち着いた色彩でまとめた例



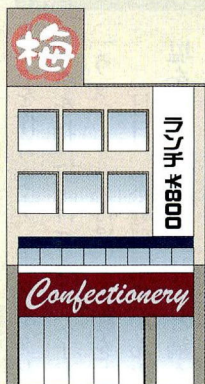
○ 城下町らしい色使い・意匠とした例

小田原駅周辺地域では：

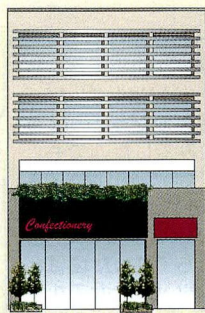
しゃれた色彩でまとめたり、屋上をすっきりさせたり、駅前にはふさわしい色使いやつくりをすることで、地域のイメージと企業・店舗のイメージを両立した広告景観を形成することができます。



× 高彩度の鮮やかな色を地の色に使用した例



○ しゃれた色彩でまとめた例



○ 駅前にふさわしい色使い・意匠とした例



相談・補助金

景観アドバイザーによる相談制度

市民や事業者の皆さん自らの手による良好な景観形成を支援するため、建築や色彩、緑化などの専門家である景観アドバイザーが相談をお受けします。屋外広告物の色彩についても、専門家から景観形成の視点に立ったアドバイスを受けることができますので、希望されるかたはご連絡ください。

※事前の予約が必要です。なお、広告の具体的なデザインは行いません。

屋外広告物早期改善促進補助金

この条例の基準を上回り、さらに広告景観形成に貢献する広告物の製作を行う広告主に、補助率1/3以内(上限30万円)で製作費の補助をします。詳しくはお問い合わせください。

広告物の設置には許可が必要

区域内の広告物は、設置基準に沿う必要がありますので、必ず許可を受けてください。

対象となるのは、1つの広告物当たり、小田原城周辺地区では面積が2㎡を超えるもの、小田原駅周辺地区では、5㎡を超えるものです。すでに設置されている10㎡以下の広告物は、改修時から申請してください。

対象区域からはずれている地域は、これまでどおり県の条例による適用を受けますが、許可申請の窓口は市のまちづくり景観課になりますのでご注意ください。

建築物との調和が大切

2月の景観計画などの施行以来、「景観計画重点区域」での新築や増改築の時などには届け出をしていただき、建築物の形態・デザイン・色彩・緑化などの基準に沿った工事をお願いいたします。

今回は、それに加えて広告物の色彩基準を設けましたが、より美しい景観を作るために大切なのは、図の「建築物との調和の例」のように、建築物や工作物と屋外広告物の調和を図り、一体的にデザインをすることです。そして、個々の取り組みの集まりが、やがて大きな成果につながっていくのです。





新連載

# 学校自慢!

このコーナーでは、小・中学校でのユニークな取り組みを紹介します。子どもたちの生き生きとした表情を見ると、小田原の未来も安心!という気持ちになりますね。

☎教育政策課 ☎33-1671

今月号は…

## 山王小学校

(児童数:236人)



### 山王の海で、昔ながらの塩作り

海に程近い山王小学校。見慣れた海をもっと身近に感じてもらいたい、昔の人の知恵を知ってもらいたいという願いから、総合的な学習の時間を使って、5・6年生88人で、7月の二日間、山王の海で塩作りを行いました。これは、平成12年度から行ってきた伝統的な活動です。

一日目。砂浜の石をみんなで片付け、砂をならしてちょうどプールと同じくらいの広さの塩田を作りました。海水のくみ上げ、運び、塩田への海水撒きと、きつい作業が続きます。そして、塩で固まった砂の表面を大事にかき集め、それにもう一度海水をかけて濃い食塩水(かん水)を作ります。ポタポタと出てくるかん水を指につけてなめた子どもたちは、「うえ、しょっぱい」と顔をしかめます。

二日目。家庭科室でかん水を煮詰め、塩を作りました。じつと鍋を見つめている子どもたち。白い塩が見えてくると、「わあ、塩が出てきた!」「きれいだね!」と、大きな歓声が上がりました。そこでまた味見。「しょっぱいけどおいしいね。」「スイカにかけたいね。」など、みんなで力を合わせて苦勞して作った塩に大満足でした。

さて、この塩作りでは、地域の指導者に毎年大変お世話になり、子どもたちは、教科学習では得られない数々のことを学んでいます。戦時中に美しいきれいな砂浜で行われていたという塩作り。脈々と受け継がれている伝統の技に驚くとともに、大切に伝えていきたいと感じた二日間でした。



おがべ ゆい 岡部 結衣さん (6年生)

バケツいっぱいの海水を運んで、塩田にまくと「塩のおせんべい」ができました。そのおせんべいに、また海水をかけてさらに濃い海水を作りました。なめてみると、からかったです。そのからい海水を煮詰めて塩ができあがりました。きらきら光るきれいな塩でした。海の宝のようでした。



あかい あやか 赤井 彩夏さん (6年生)

塩作りは初めてだったので、ドキドキしました。一番大変だったのは海水くみでした。でも、大変だった分、塩ができたときにはとてもうれしかったです。そして、自分たちで作った塩はとてもおいしかったです。「いつも見ている海から、塩を作れるんだなあ」と感激しました。

## クロスアップ Close Up

注目の情報をお届け!



65インチの

## アークロードに情報ディスプレイが

～おだわらルネッサンス推進本部事業～

☎企画政策課 ☎33-1404

情報ディスプレイは、駅を利用するかたへ市の各種イベントや観光情報などを提供するためのもので、民間事業者にご協力いただき、9月11日から放映を始めました。市の情報以外にもニュースや企業広告などを放映し、駅を利用する観光客が市内を訪れやすくなり、中心市街地もさなる活性化が期待されます。

また、地震など災害時には緊急情報も放映しますので、いざというときにも安心です。

なお、65インチ液晶テレビなど情報ディスプレイの設置や放映業務は市と協定を結んだ小田急グループが行います。

企業広告などは(株)小田急エージェンシー(☎03-3346-0630)へお問い合わせください。

放映時間 毎日7時～22時